

今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針

令和 6 年 3 月 19 日 庁議承認

令和 6 年 3 月 25 日 市長決裁

1. はじめに

本市は、沖縄県が平成 10 年に策定した「沖縄県マルチメディア・アイランド構想」を踏まえつつ、平成 11 年度に沖縄振興開発特別措置法に基づく、情報通信産業振興地域指定による各種優遇措置及び各種助成措置等を活用し、沖縄県と連携して企業誘致等を含め情報産業振興に取り組んできた。

しかしながら、順調に推移していたコールセンター等の情報通信サービス分野等の集積状況と対照に、ソフトウェア及びコンテンツ分野の発展・集積並びに IT 人材の育成等についての取組について課題が生じ、その対応策として、那覇市 IT 創造館（以下「IT 創造館」という。）を整備した。

平成 15 年度に供用開始し、施設の運営管理の手法としては、事業委託からスタートして、平成 18 年度からは指定管理者制度の導入、平成 28 年度から現在に至るまで市直営を行っている。

他方、昨今の国や県外都市部においては、新たなビジネスモデルを展開し、革新的な技術やサービスを用いて急速に成長を目指し、新たな市場を創出することが特徴的なスタートアップ企業の創出を支援する取組等が活発化している。

沖縄県においても、起業支援機関、企業、大学、投資家などが参加し、新しいビジネスの創出や成長を促進するための枠組みとして「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」を立ち上げ、県内のスタートアップ企業の環境を整備し、地域経済の活性化を目指しながら、スタートアップに対する様々な支援やコミュニティの形成を通じて、沖縄の起業家精神とイノベーションの推進に取り組んでいる。

IT 創造館は、創業間もない企業を支援するための施設で、企業支援専門員といった専門家を配置しながら、その主な役割はインキュベート企業の経営全般や事業戦略、製品開発から人事・労務管理など、入居企業の成長を支援することを目的としてきたが、現状、低廉な家賃をメリットとする貸オフィスの側面が強くなっており、時代の流れに伴いニーズに対する支援内容等の再検討の時期にきている。

また、令和 5 年度で 20 年目を迎え、近年ハード面においては施設の老朽化が問題となっており、定期的に修繕費を計上し対応しているが、根本的な解決には至っておらず、雨漏れやエレベーターの停止が頻発し、施設の健全な運営が求められている。特にエレベーターについては令和 7 年度で関連部品の供給が終了予定となっており、更なる対策が必要となっている。

このような変化の中で、ハード面での老朽化対策とともに、ソフト面での新たな取組や支援内容の再検討等、IT 創造館の総合的な見直しが必要となっており、那覇市においては沖縄の地域経済の活性化とイノベーションの推進を目指すため、次のように基本方針を定める。

2. 基本方針

(1) 安全安心な施設

多様な利用のある施設については、「安全安心」その確保については、最も重要で

ある。そのため、現在確認されている雨漏りについては、屋根や壁の補修工事を行うなど、長期的な解決策を見つけることが求められている。仮に建物の構造的な問題があれば、建築専門家と相談し、適切な改修方針を立案することを検討する。

エレベーターについては、定期的なメンテナンスと検査が必要不可欠であるが、前述のとおり令和 7 年度をもって関連部品の供給が終了することも踏まえて、既存の設備を新しいものに変えるか、事故や停止を防ぐための最新技術を導入することなど、考慮すべき方針を立案することを検討する。

(2) IT 創造館機能の総合的見直し

令和 4 年度に策定した「なは I C T 産業振興ガイドライン」に示された様々な取組も踏まえ、IT 創造館が有するすべての機能についての必要性を見直すとともに、将来を見据え、有用な機能については積極的に取り入れることを基本とし、市内ひいては県内産業を牽引する先進的な施設を検討する。

(3) 官民連携による新たな手法の検討

県内外の経済団体や企業、ベンチャーキャピタル等から、IT 創造館に求められる多様かつ幅広い意見を取り入れるため、サウンディング調査を実施し、意見の集約を行う。

また、整備及び管理運営については、国の補助金活用の検討に加え、P P P や P F I などの官民連携手法の活用可能性についても検討し、民間企業の IT 技術や運営ノウハウを活かして設備更新や運用、民間企業と連携して IT 人材育成プログラムの展開など、公的資源と民間の知恵・ノウハウ等を組み合わせて、より効果的な施設運営を検討する。

(4) 整備着手時期

(1)～(3)の検討により、今後の新たな那覇市 IT 創造館の運営管理に向けた、施設の整備着手時期については、令和 8 年度を目標とする。

(5) 那覇市 IT 創造館運営審議会による審議

本基本方針に基づき、方向性や具体的な取組内容については、学識経験者や情報通信関連産業関係者、経済団体関係者等で構成する那覇市 IT 創造館運営審議会へ諮問し、答申を得ることとする。

3. その他

本基本方針は、今後の諸情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

以上